

国際日本文化研究センター建物等監守計画内規

平成 17 (2005) 年 9 月 28 日 所長裁定
 令和 8 (2026) 年 8 月 5 日 最終改正

(趣旨)

第1条 この内規は、国際日本文化研究センター建物等監守計画（平成17年9月22日制定）第2条の規定に基づき、国際日本文化研究センターにおける資産監守者（以下「監守者」という。）及び資産補助監守者（以下「補助監守者」という。）の指名等に関し、必要な事項を定める。

(監守者及び補助監守者)

第2条 資産管理責任者（人間文化研究機構固定資産取扱規則第7条に規定する資産管理責任者をいう。以下同じ。）は、監守者及び補助監守者を別表のとおり指名する。

(事務の代理)

第3条 資産管理責任者は、監守者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その事務を代理する。

- (1) 監守者として指名された者が欠けたとき。
- (2) 監守者として指名された者が休職を命ぜられ、又は停職の処分を受けたとき。
- (3) 監守者として指名された者が出張、休暇等の理由によりその職務を行うことができないため支障があると認められたとき。

2 監守者は、補助監守者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その事務を代理する。

- (1) 補助監守者として指名された者が休職を命ぜられ、又は停職の処分を受けたとき。
- (2) 補助監守者として指名された者が出張、休暇等の理由によりその職務を行うことができないため支障があると認められたとき。

(監守者等の変更)

第4条 資産管理責任者は、必要があると認めるときは、別の者を監守者及び補助監守者に指名し、別表を随時更新する。

附 則

この内規は、平成17(2005)年9月28日から施行し、平成17(2005)年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和8(2026)年8月5日から施行する。